

教採講座を担当して

教授 菊地 利幸

前期は4年生対象の直前指導を含めた対策講座、後期は来年度教採試験を目指す3年生を中心に対策講座を行った。前期は採用試験までの短期間に教育法規を中心に問題演習を含めて実施した。日本国憲法に始まり、教育基本法を基本理念とし学校教育法、教育公務員特例法、地方公務員法などの法律のほか、関係省令、関係規則を中心に過去問を含めて実践形式での取り組みを行う。当座、学生たちは無味乾燥な条文に理解も不十分であったが、回を重ねるごとに法令にも慣れ、学習の成果も出て理解が増した。学生たちの熱い眼差しに答えるべく、こちらも一生懸命に講義した次第であった。

後期は、3年生を中心に、前期と同様に教育法規を中心の講義を展開したが、近年、グローバル化や情報化が大きく変化する中で、学校において複雑化・困難化した課題や教員の労働環境の悪化による働き方改革が叫ばれている。そうした状況にあって、講義の中で2つの答申を取り上げてみた。

1つは、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の答申である。もう1つは、「共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」という答申である。前者は、これからの学校教育の働き方改革を含め、チーム体制やマネジメント強化が述べられており、後者は、インクルーシブ教育の認識を踏まえ、これからの教育現場への新たな流れとなるものである。「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。また、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること、そのために通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」となっている。学校が今後の多様な学びの場であり、インクルーシブな教育の推進を踏まえ、これからの教育を担う学生のためとの思いから講義で取り上げた。

今日、学校現場では、いじめや不登校、発達障害そして虐待、さらには教員のコンプライアンスの問題と学校の課題は尽きない。一方で、古来より、教員は子どもたちの成長を見守り、次世代を担う子どもたちを教育するという大きな意義と役目を持つ魅力ある仕事である。そのような教員を目指す学生を育成することは、私たち教職の担当者としてもやりがいのある大きな意味を持つことでもある。今後もこの講座を通して、「人を育てる」教職の道に学生が進まれることを微力ながら支援していこうと思う。